

0077

鳥取縣公報

第八百六號

昭和十二年三月五日

金曜日

縣令

◆鳥取縣令第五號

醫業類似行為取締規則左ノ通定ム

昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

醫業類似行為取締規則

第一條本令ニ於テ醫業類似行為ト稱スルハ他ノ法令ニ依リ認メラレタル資格ヲ有シ其ノ範圍内ニ於テ行フ診療又ハ施術ヲ除ク精神ノ作用肢體ノ運用又ハ理化學ノ應用其ノ他ノ方法ニ依リ疾病ヲ治療シ又ハ健康ヲ保持若ハ増進スルノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ行フ施術ヲ謂フ

第二條本令ニ於テ業務者ト稱スルハ醫業類似行為ヲ營業ト爲ス者、補助者ト稱スルハ業務者ノ營業ヲ幫助スル者ヲ謂ヒ、業務所ト稱スルハ業務者ノ營業ヲ爲ス場所ヲ謂フ

00774

- 第三條 本令ニ依リ知事ニ提出スル文書ハ所轄警察署ヲ經由スベシ
- 第四條 業務者ハ營業開始十日以前ニ左記各號ノ事項ヲ具シタル正副二通ノ届書ヲ知事ニ提出スベシ第一號乃至第五號並第十號乃至第十五號中變更セントスル事項アルトキハ其ノ事項ニ付亦同ジ
- 一 本籍、住所、職業、氏名(業務上ノ通稱アラバ之ヲ併記スベシ) 及生年月日
- 二 業務所ノ名稱及所在地
- 三 標榜スル醫業類似行爲ノ名稱並種別
- 四 施術方法ノ詳細
- 五 履歷書(學歷及業歴ノ詳細ヲ記載スベシ)
- 六 戶籍謄本
- 七 市町村長ノ作成セル身分證明書
- 八 精神病及傳染性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書(排泄物ノ細菌學の檢査成績書及胸部「レントゲン」寫真各一通ヲ添附スベシ)
- 九 届出ノ前三月以内ニ撮影シタル手札型寫真(頭部及顔面ヲ露出シタル半身無台紙ノモノ一枚)
- 十 施術用ノ器具、器械ノ名稱、種別、型式及其ノ個數並使用方法
- 十一 業務所並其ノ敷地内ニ存在スル建物ノ配置ヲ表示スル百分ノ一地圖

00775

00775

- 十二 業務所ノ六十分ノ一ノ構造及設備圖(各室ノ間取、面積並其ノ用途及電路ノ配線圖ヲ明記スベシ)
- 十三 謝禮、施術料、傳授料又ハ教授料其ノ他ノ報酬金額
- 十四 施術從事ノ時間
- 十五 業務開始ノ時(引續キ二十日以上同一ノ場所ニ於テ業務ヲ營マザル者ニ在リテハ其ノ期間)
- 第五條 業務者ニシテ幫助者ヲ雇傭セントスルトキハ豫メ其ノ幫助者ニ付前條ニ準ジ第一號及第五號乃至第九號ニ定ムル事項ヲ具シ知事ニ届出ヅベシ届出事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第六條 業務者及幫助者ニ對シテハ考査ヲ行フコトアルベシ
- 考査ヲ施行スベキ日時及場所ハ豫メ業務者及幫助者ニ之ヲ通知ス
- 第七條 業務者ハ同時ニ二以上ノ業務所ヲ設クルコトヲ得ズ
- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ業務者又ハ幫助者タルコトヲ得ズ
 - 一 醫業又ハ醫業類似行爲ニ關シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトアル者
 - 二 未成年者、禁治產者及準禁治產者
 - 三 產婆、看護婦、鍼術、灸術、按摩術、柔道整復術、藥種商、製藥者、賣藥營業者其ノ他之ニ類スル業務ニ從事スル者

- 四 精神病若ハ病毒傳播ノ虞アル傳染性疾患アル者(病原體保有者ヲ含ム)
- 五 性質、素行ノ不良ナル者
- 六 知事ニ於テ不適當ト認メタル者

第九條 業務者ハ豫メ所轄警察署ニ届出デ業務所並使用セントスル器具、器械ノ検査ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十條 業務者ハ別記第一號様式ノ被施術者名簿ヲ備ヘ施術ノ都度遲滞ナク所定事項ヲ記載スベシ前項ノ名簿ハ使用開始前所轄警察署長ノ檢印ヲ受ケ使用終リタル後五年間之ヲ保存スベシ

轉居其ノ他ノ事由ニ依リ警察署ノ管轄ヲ異ニシタルトキハ其ノ都度第一項ニ定ムル名簿ニ後ノ業務所ヲ管轄スル警察署長ノ檢印ヲ受クベシ

第十一條 業務者ハ別記第二號様式ニ依リ毎月五日迄ニ前月中ニ取扱ヒタル施術狀況届ニ通ヲ作成シ所轄警察署長ニ提出スベシ

引續キ二十日以上同一ノ場所ニ於テ業務ヲ營マザル者ニ在リテハ其ノ閉止ノ日、前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十二條 業務者及助者ハ施術中被施術者ノ身體ニ損傷ヲ生ジ若ハ生命ニ危險ノ切迫シタルコトヲ認知シタルトキハ即時醫師ノ診療ヲ受ケシメ其ノ狀況ハ口頭其ノ他正確迅速ナル方法ニ依リ最

寄警察官吏ニ之ヲ届出ヅベシ

第十三條 業務者ハ醫師又ハ齒科醫師ノ診療中ノ患者ニ對シ施術セントスルトキハ主治醫ノ施術承認書ヲ受クルニ非ザレバ施術ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ施術承認書ハ直ニ編綴シ五年間之ヲ保存スベシ

第十四條 營業類似行爲ニ關シテハ何人ト雖左ノ各號ノ事項ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

一 施術ニ關シ被施術者又ハ其ノ關係者ヨリ受ケタル感謝狀有効證明書其ノ他施術ノ効果ヲ保證スル如キ事項

二 業務者又ハ助者ノ經歷、技能、流派名及施術方法ニ關スル事項

三 病名、診療所、専門科名又ハ診療科名其ノ他營業ニ紛ラハシキ名稱及事項

四 法令ニ規定アル學位又ハ稱號ニ紛ラハシキ呼稱

五 虚偽若ハ誇大ニ渉ル事項

六 避妊若ハ墮胎ヲ暗示スル事項

七 醫藥ノ無効ヲ暗示シ又ハ他人ノ業務ヲ誹謗若ハ妨害スルガ如キ事項

前項各號ノ事項ハ字句繪畫、言動其ノ他如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハズ公衆ヲシテ之ヲ認識セシムルコトヲ得ズ

第十五條 業務者及幫助者ハ常ニ左ノ各號ノ事項ヲ實行スベシ

- 一 身體及被服ノ清潔ヲ保持スルコト
- 二 施術前被施術者ヲ更フル毎ニ其ノ手指ヲ洗淨シタル後更ニ消毒スルコト
- 三 施術時ハ清潔ナル白衣ヲ着用シ施術部ヲ消毒スルコト
- 四 被施術者ノ用ニ供スベキ椅子、蒲團ノ類ハ清潔ナル白布ヲ以テ被包スルコト
- 五 業務所ハ常ニ之ヲ清潔ニ保持シ室面積二分ノ一以上ニ相當スル有効採光面ヲ對側のニ保タシムルコト
- 六 施術用器具、器械ハ被施術者ヲ更フル毎ニ其ノ身體ニ接觸スル部分ヲ完全ニ消毒スルコト

第十六條 業務者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 施術ハ業務所ニ於テ行フコト
- 二 妄ニ施術ヲ勸誘セザルコト
- 三 名義ノ如何ヲ問ハズ届出デタル以外ノ報酬又ハ金品ヲ被施術者又ハ其ノ關係者ヨリ受ケザルコト
- 四 被施術者又ハ其ノ關係者ニ對シ藥品、藥物、賣藥其ノ他之ニ類スル物品ノ指示、投與若ハ使用ヲ爲サザルコト但シ消毒ヲ行フハ之ノ限ニ在ラズ

五 被施術者又ハ其ノ關係者ニ對シ病變ヲ指摘シ若ハ病名ヲ附シ又ハ診斷ニ紛ラハシキ行爲ヲ爲サザルコト

- 六 醫業類似行爲ニ使用スベキ器具、器械ヲ販賣又ハ譲渡セザルコト
 - 七 業務ニ關シ知得シタル他人ノ秘密ヲ漏洩セザルコト
 - 八 被施術者ヲ宿泊セシメントスルトキハ豫メ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルコト
 - 九 業務ニ關シ特ニ所轄警察署長ノ命令シタル事項
- 第十七條 業務者ノ行爲ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ業務ヲ停止又ハ禁止スルコトアルベシ

- 一 施術ノ方法ニシテ無効又ハ有害若ハ其ノ虞アリト認ムルトキ
 - 二 學識、技能又ハ施術方法ニシテ業務者トシテ適當ナラズト認ムルトキ
 - 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル行爲アリト認ムルトルトキ
 - 四 素行不良ト認ムルトキ
 - 五 他人ニ名義ヲ貸スト認ムルトキ
 - 六 業務ニ關シ他ノ法令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 第十八條 取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ業務所ニ臨ミ必要ナル検査又ハ査閲ヲ行

00780

業務者又ハ其ノ補助者ハ前項ニ定ムル検査又ハ査閲ヲ拒ムコトヲ得ズ
第十九條 所轄警察署長ハ業務ニ關スル廣告ニシテ第十四條ニ該當スルモノ又ハ穩當ナラズト認ムルモノアルトキハ其ノ事項ノ變更若ハ撤去ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 所轄警察署長ハ補助者ニシテ第十七條各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ其ノ従業ヲ停止シ又ハ業務者ヲシテ補助者ヲ解雇セシムルコトヲ得

第二十一條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ業務者竝補助者ニ對シ醫師ヲ指定シ第八條ニ定ムル疾病ノ有無ニ關スル診斷書ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 本令ニ定ムル消毒方法ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 施術部

日本藥局方所定ノ稀「アルコール」ニテ三回以上拭淨スルコト

二 施術者又ハ補助者手指

三%「クレゾール」水ニテ充分洗淨スルコト

三 器具、器械

三%石炭酸水又ハ三%「クレゾール」水ニ十分間以上浸漬若ハ拭淨スルコト

00781

第二十三條 業務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ七日以内ニ其ノ事項ヲ知事ニ届出ヅベシ但シ第三號又ハ第四號ノ場合ニ在リテハ戶籍法第百十七條ニ定ムル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ

一 三十日以上休業スルトキ

二 廢業スルトキ

三 業務者三十日以上所在不明トナリタルトキ

四 業務者死亡シタルトキ

五 補助者ヲ解雇シタルトキ

第二十四條 業務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ廢業シタルモノト看做ス

一 業務所ノ検査ヲ受ケタル後三十日以内ニ其ノ業務ヲ開始セザルトキ

二 九十日以上業務ヲ休止シ若ハ所在不明トナリタルトキ

三 六十日以上所定ノ届出事項遲延シタルトキ

第二十五條 第四條及第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留ニ處ス

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 第五條、第七條、第九條乃至第十一條、第十三條乃至第十六條、第二十三條ノ規定ニ違反シタル者

00782

二 醫業類似行為停止中ノ者ニシテ施術ヲナシタル者
 ・三 第十條ニ定ムル名簿及第十一條ニ定ムル届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 四 第十八條ノ検査又ハ査閲ヲ拒ミタル者

第二十七條 業務者ハ其ノ幫助者、家族、同居者又ハ雇人ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

第二十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本令施行ノ際現ニ業務者又ハ幫助者タル者本令施行後引續キ業務者又ハ幫助者タラントスル時ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本令ニ準ジ其ノ手續ヲ爲スベシ

第三十條 本令施行ノ際現ニ使用シツアル業務所、廣告、看板、立札、若ハ標札ノ類ニシテ本令ノ制限ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ業務者之ヲ變更又ハ撤去スベシ

第一號様式

(被施術者名簿)

用紙半紙型

被 施 術 者 施 術 施 術 狀 況

00783

追番號	年 齡			氏 名		住 所		開 始 時		月 日	種別方法及經過	報酬金品	備 考
	時ノ止廢	時ノ開再	時ノ止休	時ノ始開	時ノ始開	時ノ始開	時ノ始開						
果結													

第二號様式 (施術狀況届) 用紙半紙型

届出ノ時 住所 氏名
 業務者
 所轄警察署長殿

00784

追番	被施術者	施術状況
號	住所氏名	開始月日 休止又ハ 廢止月日
住	氏名	年齡
所	氏名	開始月日
氏	名	廢止月日
名	名	方
年	齡	法
齡	開始月日	結
開始月日	休止又ハ	果
休止又ハ	廢止月日	報
廢止月日	方	酬
方	法	金額
法	結	額
結	果	
果	報	
報	酬	
酬	金額	
金額		

記載注意 一 結果欄ニハ全治輕減等被施術者ノ主訴スル經過又ハ結果ヲ記載スルコト
 二 被施術者ノ中途廢療セシ爲結果ノ不明ナルモノハ結果欄ニ不詳ト記スルコト
 三 報酬金額欄ニハ上記期間收受シタル報酬金品ノ全額ヲ記載スルコト

告 示

◆鳥取縣告示第百二十九號
 因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十一年十一月二十日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付検査ヲ受クベシ
 昭和十二年三月五日

00785

鳥取縣知事 立 田 清 辰

月	日	検査區域	検査場所	牽付時刻
三月	五日	東伯郡由良町	大字妻波	午前九時
三月	七日	同 下郷村	同 釧	午後一時
三月	八日	同 下北條村	同 弓原	午前九時
三月	十日	同 西郷村	同 八屋	同
同	同	同 三朝村	同 横手	午後一時
三月	十二日	同 上北條村	同 新田	午前九時
同	同	同 中北條村	同 江北	同十一時
三月	十三日	同 日下村	同 福庭	午前九時
同	同	同 長瀬村	同 長瀬	同十時
同	同	同 淺津村	同 下淺津	同十一時
同	同	同 花見村	同 長和田	午後一時

00786

鳥取縣告示第百二十號

西伯郡光徳村豊成耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第百三十一號

米穀現在高調査員ノ擔當調査區域左ノ通之ヲ變更ス
昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

變更ニ依ル擔當調査區域	米穀現在高調査員	舊擔當調査區域	米穀現在高調査員
鳥取市ノ内元賀露、美保中ノ鄉村ヲ除ク區域	出井安延	鳥取市	松尾兼利
同	中島健次	同	中島健次
鳥取市ノ内元美保村ノ區域	山本隆晃	同	福田重好
鳥取市ノ内元中ノ鄉村ノ區域	若林吉藏	同	若林吉藏
鳥取市ノ内元賀露村ノ區域	田中義晴	氣高郡賀露村	田中義晴

00787

日野郡日光村 妹尾元司 日野郡日光村 中島忠義

鳥取縣告示第百三十二號

左記墓地ハ改葬ヲ要スベキニ付關係者ハ左記期日迄ニ管理者宛申出ラルベク尙期日迄ニ申出無キ場合ハ管理者ニ於テ適宜處理スベキ旨照會アリタリ
昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

所在地

- 富山縣氷見郡氷見町地藏字豊砂地内墓地一町一反歩
- 一 葬主又ハ緣故者不明ノ墳墓數三十六基
- 一 申出期日 昭和十二年四月二十日
- 一 管理者 富山縣氷見郡氷見町長 本川藤三郎

鳥取縣告示第百三十三號

鳥取市瓦町二三四番地

吳服商 細谷民藏

00788

明治九年八月廿八日生

右ノ者ニ下付シタル左ノ狩獵免狀昭和十二年一月三十日盜取セラレタル旨届出ニ依リ無効トス
昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 免狀ノ種類 乙種 三等

一 免狀ノ番號 鳥第六號

一 下付年月日 昭和十一年十月十四日

◆鳥取縣告示第三百三十四號

當管内ニ於ケル健康保險產婆トシテ左ノ通指定ス

昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

開業所所在地

氏 名

指 定 年 月 日

東伯郡由良町大字大谷一四三七

森 千賀代

昭和十二年三月三日

◆鳥取縣告示第三百三十五號

00789

左ノ團體ニ對シ米穀自治管理法施行令第七條ニ依ル米穀統制組合ノ事業代行ヲ許可セリ

昭和十二年三月五日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

團體ノ名稱 保證責任成美信用購買販賣利用組合

區 域 東伯郡成美村

理事ノ住所氏名 東伯郡成美村大字西宮四六八 石 賀 易 雄

同 同 同 一四二 田 中 幸 壽

同 同 同 出上二八 岸 本 富 藏

同 同 同 同太一垣一五五 金 平 敬 藏

同 同 同 同 一六五 足 立 清 藏

同 同 同 同 中村五三二 中 本 常 藏

同 同 同 同 同佐崎一〇七ノ一 大 本 岩 吉

彙 報

行旅病人

一 住所 不明
 一 氏名 不詳
 一 性別 女
 一 年齢 推定二十五歳位
 一 相貌 顔九ク大鼻低獅子鼻眼大耳小、色赤黒、頭髮五分刈ノ伸ビタルモノ身長五尺二寸位
 一 着衣 ネル襦袢筒袖木綿大稿茶黒立縞綿入細紐青色履物ナシ
 一 其ノ他 言語ヲ發セザルニ依リ聞糺シ不能

昭和十二年二月六日午後四時德島市下助任町吉野川橋筋ニ於テ着衣水ニ浸シ
 行倒レトナリ居レリ
 精神ニ異狀アルモノノ如シ

右心富リノ向ハ德島市長宛照會セラレタシ

正誤

昭和十二年三月二日付發行鳥取縣公報第八百五號登載鳥取縣告示第百二十三號中「田島」ハ「田島」

ノ「數津」ハ「數津」ノ「大覺寺」ハ「大覺寺」ノ誤植ニ付訂正ス

昭和十二年三月五日印刷
昭和十二年三月五日發行

發行者 鳥取縣鳥取市
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 鳥取市支所 鳥取市支所